

障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー（基礎編）

1. 総論

解説：放送大学 教授/学長補佐 川島 聡

障害者差別解消法の禁止する差別とは何かを知る意味

＜教員Aの発言＞

障害者差別解消法という法律があるらしいです。でも、法律なんかに頼らなくても、私は障害者に差別なんかしません。

みんなが思いやりを持てばよいのではないのでしょうか。

最近、視覚障害のある学生が盲導犬を連れて授業を受けたい、と行ってきました。目が見えない学生には、私は思いやりをもって対応します。私は障害者だからといって特別扱いはしません。盲導犬であろうとも、他の犬であろうとも、犬を連れてきてはダメなのです。

大学が視覚障害のある人に盲導犬の帯同を認めなくても、差別じゃないと思います。

障害者差別解消法の禁止する差別とは何かを知る意味

<解説>

この教員が念頭に置いている「差別」と、学生が考えている「差別」と、法律が禁止している「差別」とが同じであるとは限りません。この教員は無意識で、法律が禁止している「差別」をしているかもしれません。

この教員は、「大学が盲導犬の帯同を認めなくても、差別じゃないよ」といいます。もっとも、法律上は、盲導犬の帯同を認めなければ、障害を理由とする差別が生じます。この教員は、法律の下で学生にしてはいけない「差別」とは何かを知った上で、学生に向き合うべきだったといえます。

もちろん思いやりは大切です。しかし、思いやりがあってもなくても、すくなくとも法律上の差別はしてはならないのです。

障害者差別解消法の禁止する差別とは何かを知る意味

＜教員Bの発言＞

学生が場面緘黙症があるから授業中の発言を免除してほしい、と言ってきました。しかし、学生の発言を免除したら、学生が社会に出てから困るから、私は「学生のため」に授業中に発言を免除しません。

私は障害者だからといって「特別扱い」をしません。場面緘黙症のある学生に発言を免除したら、その「特別扱い」が差別だと言えます。私は授業中に学生全員に同じように発言を求めます。これこそが平等です。この学生には場面緘黙症を克服してもらいたい、と思っています。

障害者差別解消法の禁止する差別とは何かを知る意味

<解説>

この教員に悪気はないのかもしれませんが。学生思いの熱心な教員であるかもしれませんが。この教員は、自分の経験に基づいて、独自の差別の考え方を持っています。

しかし、その差別の考え方は、法律の禁止する差別の考え方とは異なります。この教員は、法律の禁止する差別（合理的配慮の不提供）をしている可能性があります。

この教員が長年積み重ねてきた教員経験・人生経験が、先入観や思い込みとなって自分の判断を誤らせているのです。教員は、すくなくとも法律の禁止する差別とは何かを知って、自分の考えをアップデートしておく必要がありました。

障害者差別解消法とは

●正式名称

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

●略称

「障害者差別解消法」 「差別解消法」 「解消法」

●目的

共生する社会の実現に向けて、障害者差別を禁止するなどして、障害者差別を世の中からなくすことを推進する

●施行

2016年（改正法は2024年）

障害者差別解消法とは

障害者差別解消法の禁止する差別①

●不当な差別的取扱い

正当な理由なく、障害を理由として、障害者を非障害者より不利に扱うことです。たとえば、障害者であるというだけで、授業の履修を認めなかったり、特別な条件を付したりすることです。

●義務の主体

行政機関等（国公立の大学等）や事業者（私立の大学や専門学校等）は、不当な差別的取扱いをしてはなりません（義務）。

障害者差別解消法とは

障害者差別解消法の禁止する差別②

●合理的配慮の不提供

個々の場面で、障害者から、社会的障壁の除去（バリアフリー）を必要としている旨の意思の表明があった場合に、負担が過重ではないときは、その除去を行うことが、合理的配慮です。たとえば段差にスロープを渡したり、試験時間を延長したりすることが挙げられます。

●義務の主体

行政機関等（国公立の大学等）や事業者（私立の大学や専門学校等）は、合理的配慮を提供しなければなりません。2024年施行の改正法により、事業者の合理的配慮は努力義務から義務になりました。

●建設的対話

障害のある学生と大学側とが話し合っ、相互理解を深めつつ、合理的配慮の内容を検討し、決定していきます。

障害者差別解消法とは

障害者差別解消法の禁止する差別②

●文部科学省「第三次まとめ」（2024年）

「合理的配慮は、『障害の社会モデル』の考え方を踏まえたものであり、障害のある学生の個々の必要に応じ、過重な負担を伴わず、社会的障壁を除去し、障害のある学生の意向を十分に尊重し、大学等の本来の業務に付随し、障害のある学生の機会を平等にするもので、事柄の本質を変更しないものをいう。」

●合理的配慮の7要素

配慮が「合理的」と言えるためには、配慮が

①個人のニーズ（必要）、②非過重負担、③社会的障壁除去、
④意向尊重、⑤本来業務付随、⑥機会平等、⑦本質変更不可
という7要素を満たす必要があります。

障害者差別解消法をめぐる課題

障害者差別解消法は、何が禁止される差別であることを定めることにより、**行為規範（人々が行動する際の判断基準）**としての機能をはたします。

もっとも、内閣府「障害者に関する世論調査（令和4年11月調査）」では、**74.6%**の人が障害者差別解消法を知らないと回答しました。同法の行為規範としての機能がまだ十分に発揮されていないのが現状です。

教職員は、差別をしてはいけないと思っけていても、差別が何を意味するか分からなければ、**無意識で差別をしてしまう**ことがあります。

そのため、大学や専門学校等においては、教職員を対象に障害者差別解消法に関する啓発や研修をすることが緊要な課題です。この課題を念頭に、日本学生支援機構は「**障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー（基礎編・実践編）**」などを実施しています。